

## 介護保険事業者における事故発生時の報告取扱い

介護保険サービス事業者は、所轄の自治体の条例に定める運営基準において事故発生時の対応として、発生した事故について市町村へ報告することが義務付けられている。

岐阜県が指定した介護サービス施設・事業所については、岐阜県が定めている「社会福祉施設等事故・事件対応マニュアル」（岐阜県ホームページに掲載）において報告要領が、子細にまとめられていますのでこれに従って市への報告について対応を行うものとし、市が指定している指定地域密着型サービス事業所については、以下の要領により報告を行うものとする。

事故発生時に報告が行われず、後日、通報・苦情等により事故の発生が判明するといった不適切なことがないように、運営基準に沿って適切に市へ報告するとともに、被害者及びその家族等への迅速・適切な誠意ある対応及び事故の再発防止に向けた体制整備に万全を期すものとします。

### 1 事故報告の対象となる事業者

指定介護保険事業者

基準該当サービス事業者

### 2 報告の範囲

報告対象事業者の行う介護保険適用サービスにおける以下の場合の事故で、次の場合、過失・無過失を問わず、報告を行うこととする。

#### (1) サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

注1) 「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。また、在宅の通所・入所サービスおよび施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービスの提供中」に含まれるものとする。

注2) ケガの程度については、医療機関で受診を要したものを原則とする。

注3) 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失による事故であっても、に該当する場合は報告すること）。

注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるときは、報告すること。

注5) 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経て死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

#### (2) 食中毒及び感染症、結核の発生

注1) 食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は、報告すること。

注2) 法により保健所へ通報が義務付けられた食中毒及び感染症、結核の発生。

(3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

報告の範囲は、利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の着服横領・横領、送迎時の交通事故、個人情報の紛失・漏洩など）については報告すること。

(4) その他家族等から苦情が出ているなど報告の必要が認められる場合。

3 報告先

① 被保険者の属する保険者（市町村）

② 事業所・施設が所在する地の保険者（市町村）

※報告先が飛騨市以外の保険者（市町村）の場合は、当該保険者（市町村）へ報告要領に関し、確認の上、報告すること。

飛騨市報告先
--------

〒509-4221 飛騨市古川町若宮 2 丁目 1 番 60 号
----------------------------------

市民福祉部 地域包括ケア課 介護保険係
---------------------

TEL : 0577-73-7469 FAX : 0577-73-3604
---------------------------------------

E-mail : houkatsukea@city.hida.lg.jp
--------------------------------------

4 報告の内容

① 被害者氏名（生年月日）、住所

② 事故発生日時、場所

③ 事故の状況（原因、経緯、被害状況等）

④ 対処の状況（対処方法、利用者の状況、損害賠償・苦情等の有無）

⑥ 家族その他関係機関への連絡状況

⑦ 再発防止への取り組み

⑦ 連絡担当職員氏名・電話番号

※上記内容を含む内容であれば、書式は問いませんが、参考様式を市で示すので活用すること。

5 報告の手順

① 事業者は、事故発生を確認した場合、速やかに家族に連絡するとともに、前項4の報告内容をまとめた書面により飛騨市においては市民福祉部健康生きがい課介護保険係へ報告する（他の市町村へも報告が必要な場合は当該市町村へ確認のこと。）。  
居宅サービス事業者等については、居宅介護支援事業所にも同様の報告を行う。

② 緊急性の高いものや重大な事故の場合（事業者の判断による。）は、第1報を電話等で行い、その後報告書をまとめ提出する。

③ 事故報告後、事故処理において思わしくない事態が生じた場合は、適宜電話等によ

り追加で市へ報告を行う。

※市への報告書提出は、FAX、E-mailでも可としますが、個人情報であるため、誤送信に十分な注意が必要です。責任を持って細心の注意を払い送信してください。

※「速やかに」の期限については、社会通念に照らして、必要最大限の努力をして可能な範囲とします。

#### 6 報告に対する市の対応

必要に応じて、事業者への調査及び指導を行うとともに利用者に対して事実確認等を行うものとする。

#### 7 事故報告記録の保存

市の条例で定める基準に従い、報告した事故の記録に関しては、事故の処理が完結してから2年間保存すること。